

第三次大泉町男女共同参画推進計画



平成 28 年 3 月 大 泉 町

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、中でも少子高齢化の進行は、生産年齢の人口減少を招き、深刻な社会的・経済的活力の低下につながることに懸念されています。

このような時代に対応し、活力ある社会をつくるために、「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会」の実現が重要となっています。

国においては、女性が最大限に力を発揮することが社会全体に活力を与えるものと位置づけ、平成26年に策定された『「日本再興戦略」改訂2014』に女性が活躍できる環境整備を推進する内容が盛り込まれ、これを契機として、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」が制定されました。

本町では、平成16年に『大泉町男女共同参画推進計画』を、平成23年に『第二次大泉町男女共同参画推進計画』を策定するとともに、平成26年12月には、大泉町配偶者暴力相談支援センターを開設する等、様々な施策に取り組んでまいりました。

以上のような社会情勢の変化やこれまでの計画の成果と課題を踏まえ、ここに、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。本計画は、「DV防止に関する基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画」を含めた施策内容となっています。

本町の男女共同参画社会の実現には、行政、事業者、関係団体や町民の皆様と一体となって取組を進めていくことが大変重要であることから、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただいたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。



平成28年3月

大泉町長 村山 俊明

第三次大泉町男女共同参画推進計画

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	策定の趣旨と背景	1
第2節	計画の位置付けと性格	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の策定体制	2
第5節	国・県の動き	3
第2章	大泉町の現状と課題	5
第1節	人口等の動向	5
第2節	住民意識調査結果	13
第3章	計画の基本的事項	35
第1節	計画の基本理念	35
第2節	計画の目標	36
第3節	計画の体系	37
第4章	基本課題と施策の展開	39
第1節	男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重	39
第2節	性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり	50
第3節	あらゆる分野における男女共同参画の促進	58
第4節	町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理	69
第5章	計画の推進	75
第1節	計画の推進体制	75
第2節	計画の評価方法	76

資料編	77
1 用語集	77
2 計画策定の経緯	81
3 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱	82
4 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿	85
5 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員名簿	86
6 第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者名簿	87

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮しあうことができる社会です。

また、日本国憲法の第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。この憲法のもと、昭和60年5月の「男女雇用機会均等法」、平成11年6月の「男女共同参画社会基本法」などの法律や制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、核家族化が進み、子育てや介護等、家庭や地域でお互いに助けあい支えあう機能が弱まるなど社会環境が変化する一方で、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、経済格差の拡大といった現代社会の課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっています。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害や、児童・高齢者等への虐待、女性や子どもの人権侵害が深刻な問題となっており、それらの根絶に向けた社会的な取組が重要になっています。

このような中、本町では、誰もが、お互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、平成16年3月に、男女共同参画基本法に基づく「大泉町男女共同参画推進計画」を策定し、平成23年3月には「第二次大泉町男女共同参画推進計画」（以下、「第二次推進計画」という）を策定しました。

第二次推進計画における平成26年度末までの進捗状況を調査したところ、計画の104事業ほぼ全ての事業で「達成」「やや達成」の評価となっており、概ね計画どおりに事業が進行しています。今後も、これらの事業を継続することによって、より一層の男女共同参画が図られるものと考えられます。

ただし、現事業の中で、「男性対象の啓発・学習機会の充実」「審議会等委員への女性の参画促進」「役場の人事における女性の積極的登用」に関する事業のうち、5事業が「達成不十分」となっており、今後さらなる重点的な取組や関係者への普及・啓発が必要です。

本計画は、第二次推進計画の計画期間が、平成27年度で終了するため、これまでの取組の成果や検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組を示し、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を策定したものです。

第2節 計画の位置付けと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第五次大泉町総合計画」の部門別計画の一つであり、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」等、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3、第3項に基づく、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第4節 計画の策定体制

策定体制としまして、次の組織を設置しました。

- (1) 大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会
- (2) 大泉町男女共同参画推進計画策定委員会
- (3) 大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民意見をより反映できるよう努めました。

第5節 国・県の動き

(1)国内の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調の下に男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和50年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和52年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面における様々な成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

平成3年には「育児休業法」が、平成7年には「育児・介護休業法」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年、平成25年に改正されました。

また、平成25年には、「ストーカー規制法」の改正が行われるなど、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、様々な改正がなされています。

さらに、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられます。

(2)群馬県の動き

群馬県においては、昭和55年の「新ぐんま婦人計画」の策定に始まり、平成5年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制が整備されました。

平成13年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定が行われ、地域社会や職場での具体的な取組の推進が図られてきました。

平成18年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんまDV対策基本計画」が策定され、さらに平成21年には男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」が設置されました。

また、平成26年には、「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」を、平成27年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定され、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。